

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま 四季だより 第47号

消費者相談や消費者被害に関する情報、これって消費者被害かな？という疑問などがありましたら、消費者ネットワークわかやままでお気軽にお問い合わせください。

〒640-8323 和歌山市太田3丁目10番10号  
わかやま市民生協気付  
TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649  
HP <https://www.cnw-wakayama.jp>



発行：2024年春 消費者ネットワークわかやま

## 2023年度第2回公開学習会を開催しました。

### 知っていますか？ほっといたら大変 ～相続登記～

2024年3月9日（土）13時30分から、プラザホープ2階・多目的室（和歌山市）で、第2回公開学習会を開催しました。参加者は、会場参加29人、オンラインで10人、計39人でした。

司法書士で消費者ネットワーク世話人の小久保武彦さんを講師に、今年4月より「相続登記義務化」がはじまることについて学びました。

この「相続登記義務化」の背景には、日本の所有者不明土地の面積がどんどん増えていて、2018年現在、九州本島の広さに達していることにあります。



今年4月に始まる義務化ですが、施行日前に相続が発生した場合でも申請義務は課されず。正当な理由なく違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

放置しておいても、自動的に国有地にはなりません。相続登記をしないと相続人が増えていくので、その後の手続きが大変になるばかりです。この機会に、自分が相続する可能性がある土地を明確にし、近くの司法書士に相談するなど早く準備することをおすすめします。

#### ●参加者アンケートより

- ・父が亡くなって、長い時間なにも手を付けていなかったの、法務局に確認して、相続手続きされていないのであれば、すぐに相続登記をしたいと思います。
- ・話を伺ううちに、この義務化にあわせて詐欺の可能性を感じました。高齢者の集まりに注意喚起したいと思います。
- ・相続登記についてとてもわかりやすい説明でした。



## 消費者行政ヒアリング調査

### 消費者行政 ヒアリング調査

期間:2023年9月19日~  
2023年10月6日

消費者ネットワークわかやま世話人会とわかやま市民生活協同組合が合同で県下全市の消費者行政担当窓口を訪問し、現状の課題や今後の問題点などについてヒアリング調査を行いました。

各市では地域の特徴に合わせて色々な取り組みをされています。今後の消費者行政の予算や相談員の確保、成人年齢の引き下げ対応等についての意見が出されました。

橋本市 (9/19)

消費者センターのチラシは区長や郵便局、病院などに配布。高齢者など見守り安心ネットワーク事業を橋本市いきいき健康課と連携して行うことで、組合員の見守り支援をすすめる。



紀の川市 (9/20)

インターネット通販のトラブルが多く、美容品や化粧品等の定期購入による解約相談も多い。市民への周知方法は、市広報誌やHPの掲載。



田辺市 (9/22)

コロナ以降は被害も減っていたが、コロナ明けもそれほど増えてなくて安心した。イベントの際に行政の話伝えていき、また、生協の活動も知らせていく。



新宮市 (9/27)

市民への啓発活動は、広報誌やホームページへの掲載。高齢者が集まる場所などで啓発講座の開催を推進。一方で学校は生徒に啓発用冊子を配布するだけに留まっている。



有田市 (9/26)

相談ができることを知らない人もたくさんいると思うので、広報活動をしっかりやってほしい。「相談窓口がありますよ」ということをアピールして欲しい。



岩出市 (10/3)

2024年からデジタル化に向けてメール相談に対応できるよう準備。PIONET(相談集約システム)刷新に迅速に対応できるよう情報収集や必要な設備の調達をすすめている。



御坊市 (10/6)

高齢者の被害は早期に発見、対応できるよう地域のケアマネを通じ地域包括支援センターなどと連携を取りながら対応していく。消費者学習会も再開。地域の大型スーパーなどでチラシなどを配布し啓発に努めた。

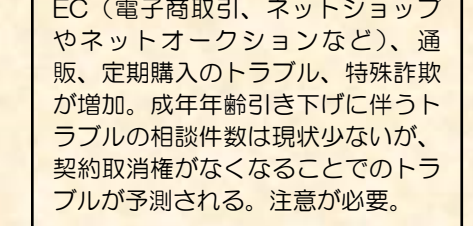


海南市 (10/4)

前年度より減ったのが、マスク、消毒液によるトラブルが落ち着いた。ネット販売トラブル(定期購入、レスキュートラブル、カード不正トラブル)が増加、コロナ禍で収入が減り、副業トラブルの増加。

和歌山市 (10/6)

EC(電子商取引、ネットショップやネットオークションなど)、通販、定期購入のトラブル、特殊詐欺が増加。成年年齢引き下げに伴うトラブルの相談件数は現状少ないが、契約取消権がなくなることでトラブルが予測される。注意が必要。





# ☆☆☆ KC'sの活動報告 ☆☆☆

◇KC'sは、不当な勧誘・契約条項・広告表示などに対して被害の拡大を防止するため、消費者に代わって、事業者に対して改善を求め、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる適格消費者団体です。また、特定適格消費者団体として被害回復訴訟もできます。現在、全国で適格消費者団体 23 団体(その内、特定適格消費者団体 4 団体)が活動しています。

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

## 双方向コミュニケーション研究会のご紹介

今回は差止請求や被害回復の活動の紹介ではなく、消費者市民社会を目指して行っているもう一つの活動、「双方向コミュニケーション研究会」についてのご紹介です。

### 2010 年よりスタート

KC'sは、消費者被害を生む事業活動に対し差止請求を行っていく一方で、消費者と志のある事業者は、立場は違っても、お互いにコミュニケーションをとることが信頼関係の構築の土台になり、消費者市民社会の実現につながっていくのではないかと、との仮説から、2010 年から「双方向コミュニケーション研究会」を立ち上げました。また 2012 年から事業者と少人数の消費者が膝を突き合わせて懇談する「双方向コミュニケーション実践の場」を開始し、わかやま市民生協様にもご協力いただいております。



↑昨年3月の消費者ネットワークわかやま公開学習会「消費者と企業の双方向コミュニケーションが私達にもたらすもの」より

2022 年度から消費者関連専門家会議(ACAP)様と連携して行うことになり、事業者の社会的活動を報告していただき、消費者と事業者で意見交換を行ってきました。2020 年以降は Zoom 開催でしたが、2023 年度は久しぶりに対面も含めたハイブリッド開催を行うことができました。

2023 年度は 3 回の研究会を開催することができました。

第1回：9月27日(水) 関西テレビ(株)「テレビを身近に感じていただくために」  
第2回：10月27日(金) コクヨ(株)「ユニバーサルからインクルーシブへ」  
第3回：11月30日(木) 日本ハムカスタマー・コミュニケーション(株)と視覚障がい者のグループのきんきビジョンサポートとの双方向コミュニケーションの「公開実践」

### 事業者は価値を上げられ、消費者にもメリット

消費者からは「はじめは討論時間が長いと思いましたが、色々な業種の方がいて、話しているうちにあっという間でした。とても良い刺激になりました」「メーカーさんとむっちゃ近い距離感で話ができ新鮮。すごくよかった」。事業者からは「CM出稿に何千何億円かけるより、実践の場に対応すれば個々に残るインパクトは強く、最終的に事業者側は企業価値を上げられ、消費者側にもメリットがあって win-win だと思っている。実際には“費用対効果”を求められて社内合意を得るのが難しいのがジレンマです」「事業者と消費者の接点は重要であり、貴重な機会であることを改めて認識しました」などの意見をいただきました。



↑わかやま市民生協コープ岩出中央店での実践

今年度も引き続きハイブリッド開催する予定です。興味のおありの方はぜひ事務局までご一報ください。

## 消費者ネットワークわかやま 第14回総会のご案内

記念落語会  
あぶないで、  
きいつけてよ  
—消費者被害を防ぐ法—



桂 枝曾丸さん



参加申し込み受付  
QRコード

参加費：無料

2024年4月20日(土) ※受付は12:30～

第一部 第14回総会 13:00～13:45

第二部 記念落語会 14:00～15:30

和歌山ビッグ愛・1201号室 (12階)

お問い合わせ

消費者ネットワークわかやま 事務局 TEL : 073-474-1124

<https://www.cnw-wakayama.jp>

## 消費者ネットワークわかやまでは、2024年度新規会員募集中！

～あなたも消費者ネットワークの会員になって

消費者被害のない地域づくりに参加しませんか！～

消費者ネットワークわかやまは県内の弁護士、司法書士、消費生活アドバイザー、消費者団体などが消費者被害のない地域社会づくりに向けて、消費者問題学習会の開催や県内の各市に対する消費者行政ヒアリング調査に取り組んでいます。私どもの活動は会員登録していただいた皆様の年会費で運営しています。



### ■会員になるためには

年会費を納めて会員登録を行います。

個人会員(1口500円)、団体会員(1口1,000円) ※1口以上での加入をお願いします。

### ■年会費支払い方法

加入申込書に記入し、現金・銀行振込で会費を支払います。

※詳しくは、消費者ネットワークわかやま事務局 TEL073-474-1124 までお問合せください

### ■会員特典

会報(四季だより)、ホットな消費者見守りニュース(消費者被害防止の啓発チラシ)をお届けしています。